

やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、女性農業者の活躍による農業の発展及び地域経済の活性化のため、女性農業者のグループ活動の取組支援及び女性農業者が働きやすい環境の整備を行うとともに、やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金実施要領（令和4年5月30日付け農技第365号、以下「要領」という。）に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の事業実施主体及び交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業の内容及び経費の配分を変更（別表に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、遅延届出書（様式第4号）を提出して知事の指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払により交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（状況報告）

第7条 事業実施主体は、補助金交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該年度の1月5日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は1月31日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

（財産の管理等）

第10条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させるものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭

和30年政令第255号)第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間とする。
- 3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(事業の着手)

第12条 事業の着手(工事の入札・導入しようとしている機械、機器等の発注を含む)は、原則として当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体はあらかじめ、交付決定前着手届(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(補助金の経理)

第13条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 事業実施主体は前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳(様式第11号)その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管するものとする。

(補助金の返還)

第14条 事業実施主体が本補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して本補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件その他法令に違反したときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき本補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(書類の保管)

第15条 事業実施主体は、本事業に係る書類を整理し事業実施年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	事業実施主体※	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 女性農業者グループの活躍支援事業	(1) 民間団体 (2) 協議会（女性農業者グループ等を含む） ※民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人	・需用費 ・旅費 ・謝金 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費（1件あたり5万円以上の物品購入） ・その他知事が必要と認めるもの	定額	1 補助対象経費の各費目間において、20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合
2 女性が働きやすい環境整備推進事業	(1) 民間団体 (2) 協議会（女性農業者グループ等を含む） ※民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人	・需用費 ・委託料 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費（1件あたり5万円以上の物品購入） ・工事請負費 ・その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の1/2以内 ただし、補助の上限額を25万円とする。	1 補助対象経費の各費目間において、20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合

※事業実施主体は、5名以上の農業者（女性1名以上を含む）がグループに所属すること。

※農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された方含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。

なお、ここで農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託の他、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

※1及び2の事業間の経費の流用は、認めないものとする。